

平成 25 年度地方公営企業関係主要施策

平成 25 年 3 月
総務省自治財政局

1 平成 25 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（通常収支分）

(1) 公営企業繰出金

平成 25 年度の地方財政への対応において、公営企業繰出金については、地方公営企業の経営基盤の強化、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、経費負担区分等に基づき、一般会計から公営企業会計に対し所要の繰出しを行うこととし、総額 2 兆 5,753 億円（前年度の 2 兆 6,590 億円に比べ 837 億円、3.1%の減）を確保している。

このうち、企業債償還費普通会計負担分は 1 兆 6,376 億円（前年度の 1 兆 6,824 億円に比べ 448 億円、2.7%の減）となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 5,420 億円（対前年度比 0.1%の減）、病院事業 7,229 億円（対前年度比 1.4%の減）、上水道事業 887 億円（対前年度比 4.7%の減）、交通事業 750 億円（対前年度比 35.5%の減）等となっている。

平成 25 年度の事業別の新規施策等としては、交通事業において新たな地下鉄特例債制度を設けるとともに、所要の財政措置を講じることとしている（詳細については後述参照）。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

平成 25 年度における地方公営企業に対する地方債措置については、上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備を着実に推進することとし、事業の実施状況等を踏まえ、所要額を確保している。

平成 25 年度の地方債計画の総額は 13 兆 3,708 億円で、対前年度比 1,688 億円、1.2%の減となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 2 兆 2,191 億円で、対前年度比 1,551 億円、6.5%の減となっている。

事業別には、下水道事業 1 兆 1,774 億円（対前年度比 1.1%の減）、水道事業 3,634 億円（対前年度比 0.1%の減）、病院事業・介護サービス事業 3,432 億円（対前年度比 1.7%の増）、交通事業 1,902 億円（対前年度比 19.3%の減）等となっている。

② 公営企業債資金の確保

公営企業会計等分 2 兆 2,191 億円の資金内訳は、財政融資資金 7,207 億円（対前年度比 98 億円、1.3%の減、構成比 32.5%）、地方公共団体金融機構資金 6,725 億円（対前年度比 527 億円、7.3%の減、構成比 30.3%）、民間等資金 8,259 億円（対前年度比 926 億円、10.1%の減、構成比 37.2%）となっている。

2 新規施策等の概要

(1) 政策課題に対する取組等

○ 新たな地下鉄特例債制度の創設 【別紙】

地下鉄事業の経営が依然として厳しい状況にあることにかんがみ、平成 3 年度から平成 12 年度までに発行された地下鉄建設改良事業債に係る支払利子相当額を起債対象とした新たな特例債制度（再特例債）を設けるとともに、所要の財政措置を講じることとしている。

平成 25 年度地方債計画計上額 1 8 6 億円

(2) 臨時的な対応

① 水道事業のうち簡易水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、水道事業のうち簡易水道事業について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に水道事業債（簡易水道事業分）に振り替える。

平成 25 年度水道事業債振替額 4 0 億円

② 下水道事業に係る臨時的な対応

現下の厳しい地方財政の状況等を踏まえ、流域下水道、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設について、前年度に引き続き、事業年度における一般会計からの繰出しを臨時的に下水道事業債に振り替える。

平成 25 年度下水道事業債振替額 359 億円

3 平成 25 年度の公営企業繰出金及び地方債計画の概要（東日本大震災分）

(1) 公営企業繰出金

東日本大震災の復旧・復興事業については、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとされている。

公営企業に係る復旧・復興事業については、一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例を設け、当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置している。

(2) 地方債計画

① 公営企業債の所要額の確保

東日本大震災の復旧・復興事業、全国防災事業については、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要額を確保している。

復旧・復興事業に係る地方債計画の総額は 2,197 億円となっており、このうち公営企業債等の公営企業会計等分の合計額は 1,684 億円となっている。

事業別には、水道事業 5 億円、病院事業・介護サービス事業 5 億円、市場事業・と畜場事業 2 億円、下水道事業 18 億円等となっている。

② 公営企業債資金の確保

復旧・復興事業に係る公営企業会計等分 1,684 億円の資金内訳は、財政融資資金 62 億円、地方公共団体金融機構資金 1,622 億円となっている。

③ 特定被災地方公共団体借換債の確保

東日本大震災の特定被災地方公共団体における復旧・復興を支援するため、平成 25 年度限りの措置として、1,830 億円の年利 4 % 以上の旧公営企業金融公庫資金について補償金免除繰上償還を行うこととし、その財源として地方公共団体金融機構資金による借換債を発行できることとしている。

なお、地方債計画に特定被災地方公共団体借換債 1,830 億円を計上している。

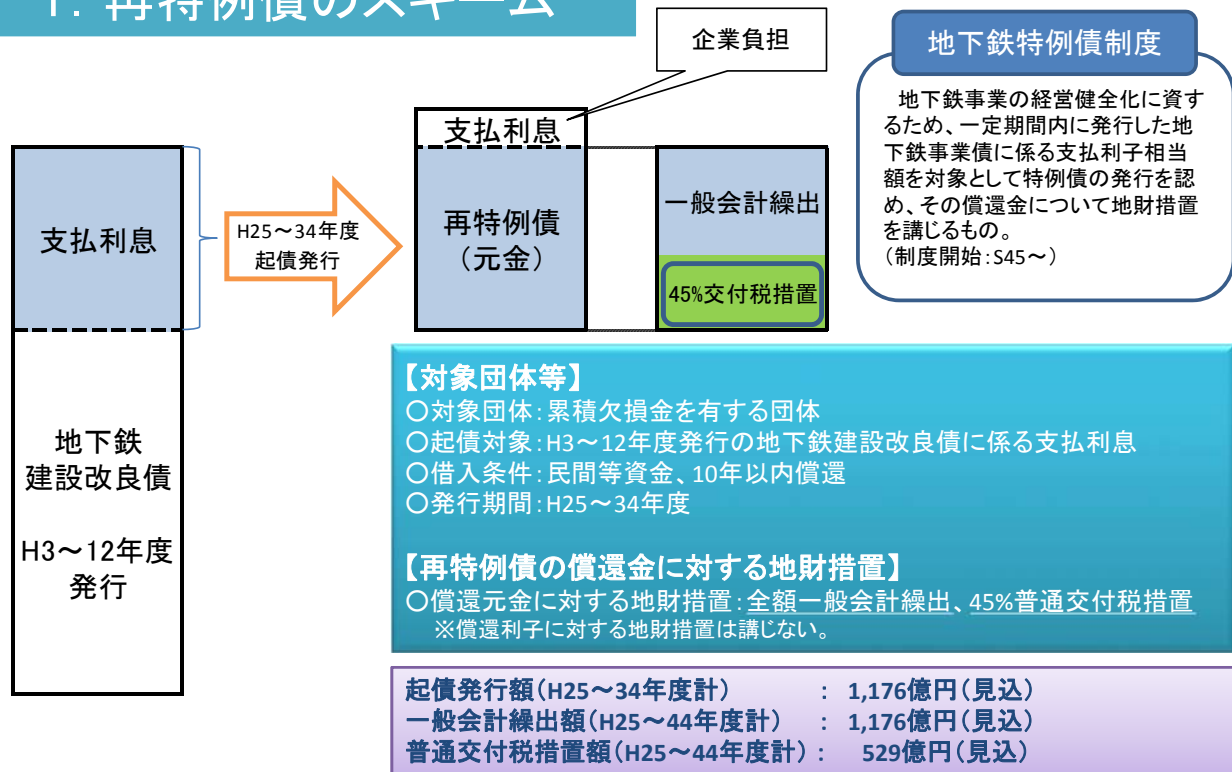
④ 被災施設借換債の確保

旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構資金も含む。）によって取得した施設が被災により滅失し繰上償還（補償金が課されない強制繰上償還）を行う場合、地方公共団体金融機構資金により、借換債を発行できる。

なお、地方債計画に被災施設借換債 50 億円を計上している。

新たな地下鉄特例債制度（再特例債）の創設について

1. 再特例債のスキーム



2. 地下鉄特例債制度の変遷

名称	起債対象	特例債発行期間	特例債の償還金に対する地財措置		対象団体
			元金	利子	
新特例債	S47~51年度発行の建設債に係る支払利息	S58~H4年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○なし (地財措置は終了)	全団体
新々特例債	S52~57年度発行の建設債に係る支払利息	H5~14年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置60%	○1.2%を上限に一般会計繰出 ○普交措置60%	全団体
続特例債	S58~H2年度発行の建設債に係る支払利息	H15~24年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○1.2%を上限に一般会計繰出 ○普交措置45%	全団体
再特例債 ※H25~新設	H3~12年度発行の建設改良債に係る支払利息	H25~34年度	○全額一般会計繰出 ○普交措置45%	○なし	累積欠損金を有する団体

3. 続特例債からの主な変更点

- ①対象団体を「累積欠損金を有する団体」としたこと
- ②償還利子に対する地財措置を行わないこと※
- ③起債対象を建設債に限定せず、改良債も含めること
- ④償還期限を10年以内とすること

※ 既発の特例債の償還金に対する地財措置については、元金分・利子分ともに従前通りの取扱いとする。